

建築物不燃化助成の手引き

～燃えにくいまちづくりを推進します～



区では、首都直下地震の発生に備え、火災による延焼被害の拡大が懸念される木造住宅密集地域や、災害時に震災救援所として機能する区立小・中学校等周辺、震災救援所に至る緊急道路障害物除去路線沿道等において、耐火性能の高い建物を新築する方に建築工事費の一部を助成します。(助成期間：令和8年3月31日まで)

助成対象者

- 助成対象区域にて対象建築物を新築する建築主

助成対象区域

- 新拡大対象地域（本天沼一丁目・二丁目・三丁目、天沼一丁目・二丁目、阿佐谷北三丁目・四丁目、成田東三丁目・四丁目・五丁目、梅里二丁目、和泉一丁目・四丁目）
- 拡大対象地域（成田東一丁目・二丁目、松ノ木一丁目・二丁目・三丁目、堀ノ内二丁目・三丁目、梅里一丁目）
- 不燃化特区（杉並第六小学校周辺地区、方南一丁目地区）
- 住宅市街地総合整備事業整備地区（阿佐谷南・高円寺南地区）
- 震災救援所の敷地境界線から10m以内にかかる敷地
（震災救援所の敷地が道路に接する箇所は、前面道路の反対側の道路境界線から10m以内にかかる敷地）
- 区が指定する緊急道路障害物除去路線等の道路境界線から10m以内にかかる敷地



対象建築物及び助成金額

以下の全ての要件を満たすものが、対象建築物となります。

- 耐火・準耐火建築物等であり、下表の基準を満たすものであること
 - ※耐火・準耐火建築物と同等以上の延焼防止性能を有する建築物も耐火・準耐火建築物等に含まれます。
 - ※新防火規制の有無は問いません。

	防火地域	準防火地域
耐火建築物等 助成金額 定額250万円	2階以下(地階含む) かつ延べ面積100㎡以下	一戸建て・長屋は 3階以下(地階除く)かつ延べ面積1500㎡以下 一戸建て・長屋以外は 2階以下(地階含む)かつ延べ面積1500㎡以下
準耐火建築物等 助成金額 定額100万円	助成対象外	2階以下(地階除く)かつ延べ面積500㎡以下

- 当該建築工事費が500万円以上であること
- 居室の用に供する部分を含む建築物であること
- 耐火・準耐火建築物等の建ぺい率の緩和（建築基準法第53条第3項第1号又は第6項第1号）を利用していないこと
- 狭あい道路の拡幅整備があり、拡幅部分に電柱がある場合は、電柱移設に協力すること
- 不燃化特区に関する助成金の対象とならないこと

申請の流れ

事前相談

窓口か電話にて事前にご相談ください

- ・書類審査の過程で必要と認められる書類を別途提出いただく場合があります。
- ・（写）の書類はコピー可

確認済証の受領後、
お早目にご申請ください

助成金交付申請 (申請者が区へ提出)

10日～2週間程度

交付決定通知 (区が申請者へ送付)

交付決定前に工事完了すると助成対象外となりますので、工事完了前に必ず交付申請を行ってください。

建築工事完了 (検査済証の交付)

完了実績報告 (申請者が区へ提出)

10日～2週間程度

助成金額確定通知 (区が申請者へ送付)

助成金交付請求 (申請者が区へ提出)

2週間～1か月程度

助成金の交付 (区が申請者口座へ振込)



- 申請者が行う手続き等
- 区が行う手続き等

必要書類

- 建築物不燃化助成金交付申請書（第1号様式）
- 建築物不燃化助成金申請等手続の委任状
助成金の手続きを建築業者等に委任する場合に提出
- 建築物不燃化助成金に係る同意書
建築主が複数の場合に、申請者以外の建築主の同意書を提出
- 敷地現況写真（写）
更地・工事中どちらでも可 接道部が分かるもの カラー
- 確認済証（写）
- 確認申請書の1面から5面（写）
- 公函（写）
ネット発行可
- 図面（写）
案内図、配置図、平面図、立面図
- 住民票(法人申請の場合は法人登記の現在事項証明書)
発行後6か月以内

必要書類

- 建築物不燃化助成完了実績報告書（第6号様式）
- 完成建築物の全景写真（写）
交付申請時の写真と同じ位置から撮影したもの カラー
- 検査済証（写）
交付申請後に計画変更確認申請を行った場合は、最終の確認済証と確認申請書（1面から5面）も提出
- 建築工事の契約書（写）
請負契約をしていない場合は、準ずる書類を提出
- 建築工事費の支払いを証する書類（写）
領収書または振込元、振込先、金額が確認できるものなど
請負契約をしていない場合は、準ずる書類を提出

必要書類

- 建築物不燃化助成金交付請求書（第8号様式）

申請書・委任状等は、杉並区公式ホームページからダウンロードできます。

<https://www.city.suginami.tokyo.jp/shinseisho/sumai/bousai/1006168.html>



お問い合わせ先

杉並区役所 都市整備部 市街地整備課 不燃化推進係
〒166-8570 杉並区阿佐谷南1-15-1 (西棟3階)
TEL 03-3312-2111 内線 3365

助成金を受けた方の所得税の課税に関することは各管轄税務署へお尋ねください。

杉並税務署 TEL 03-3313-1131
荻窪税務署 TEL 03-3392-1111